

長期優良住宅建築等計画認定に係る技術的審査手数料表

(税込)

法律名	対象事務	単 位	手数料額 (円)			
			区 分	当初の審査	変更の審査	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る技術的審査及び同認定を受けたものの変更に係る技術的審査	1戸建ての住宅		28,350	13,650	
				(17,850)	(8,400)	
		共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	1棟の戸数が5戸以下のもの	〃	14,700 (8,400)	5,250 (3,150)
			1棟の戸数が5を超え10以下のもの	〃	11,550 (7,350)	4,200 (3,150)
			1棟の戸数が10を超え25以下のもの	〃	10,500 (6,300)	3,150 (2,100)
			1棟の戸数が25を超え50以下のもの	〃	8,400 (5,250)	2,100 (1,050)
			1棟の戸数が50を超え100以下のもの	〃	7,350 (5,250)	2,100 (1,050)
			1棟の戸数が100を超え200以下のもの	〃	7,350 (5,250)	1,050 (1,050)
			1棟の戸数が200を超え300以下のもの	〃	6,300 (4,200)	1,050 (1,050)
			1棟の戸数が300を超えるもの	〃	6,300 (4,200)	1,050 (1,050)

※-1 施行日 ; 平成21年5月25日

※-2 ()内は設計住宅性能評価申請と同時(事前に当センターの設計住宅性能評価書が交付されている場合を含む)に申請する場合の申請手数料額である。